

【タイ】特許法改正に関する意見募集について

2016年1月14日
ジェトロ・バンコク事務所

タイ知的財産局は、2015年12月21日、特許法の改正案の作成が終了したことを公表した。タイ知的財産局は、2016年1月15日まで改正法案についての意見を募集しており、同年1月27日には関係者からのフィードバックを集約するための会議を行う予定である。改正法案には、容易かつ迅速な登録を促すための規定や、意匠の国際登録に関するハーグ協定及びTRIPS協定改正議定書（ドーハ宣言）を支持するための規定が含まれている。

公開日

2015年12月21日

URL等

https://translate.googleusercontent.com/translate_c?depth=1&hl=en&rurl=translate.google.com&sl=auto&tl=en&u=http://www.ipthailand.go.th/index.php%3Foption%3Dcom_content%26view%3Darticle%26id%3D1780:2015-12-21-10-38-38%26catid%3D8:news%26Itemid%3D332&usg=ALkJrhgMqY2ycDV8Q6hoFDvbloZKJprmvQ

本内容は、日本貿易振興機構が2016年1月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。